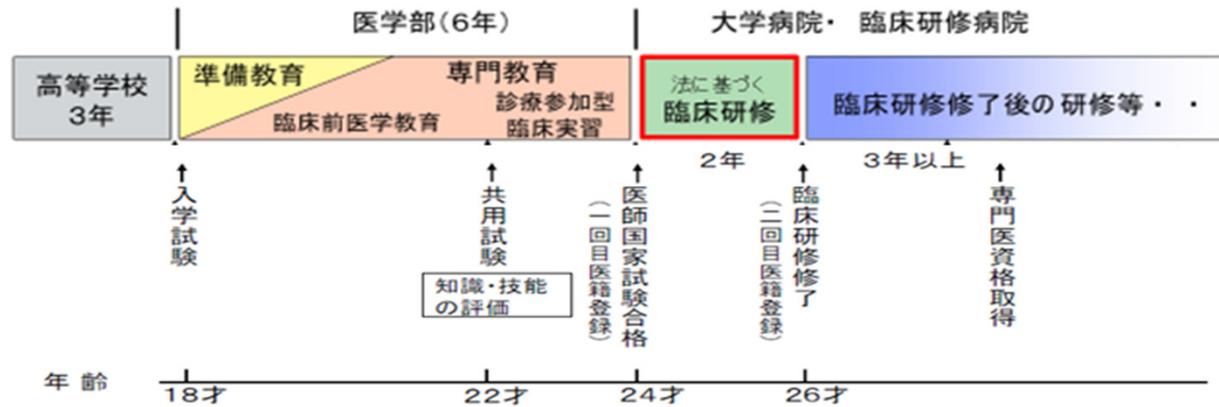


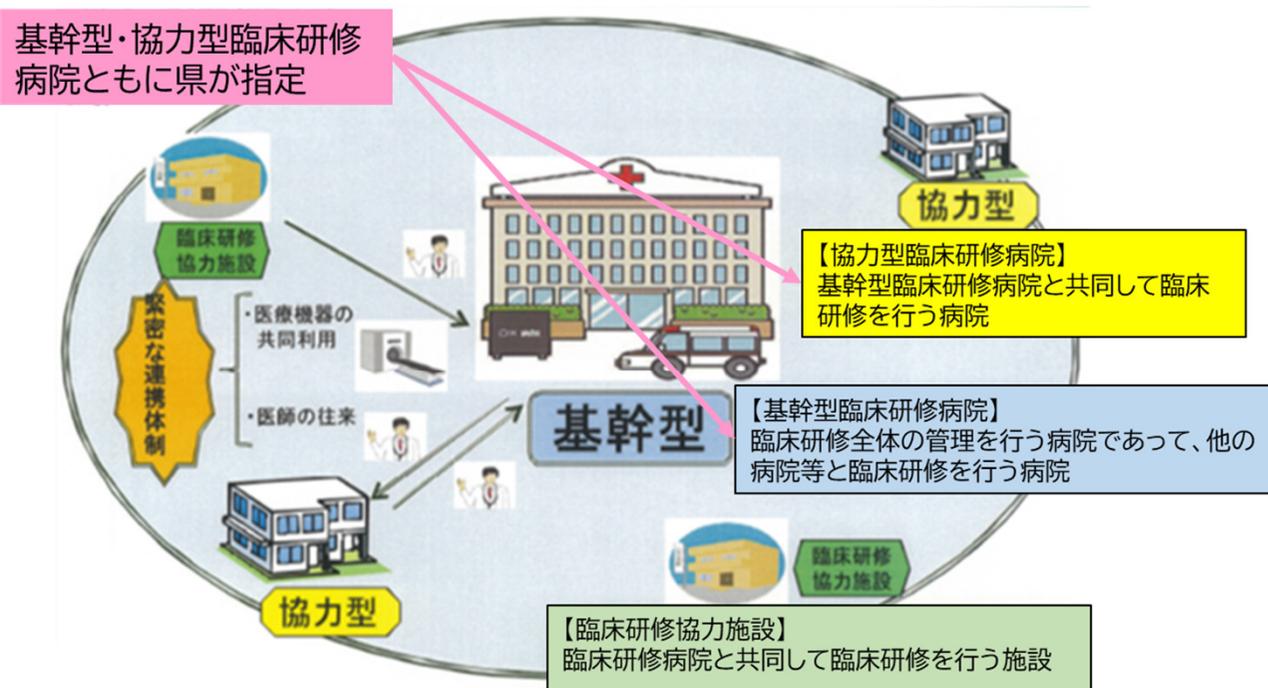
議題(3)

協力型臨床研修病院の指定

臨床研修について

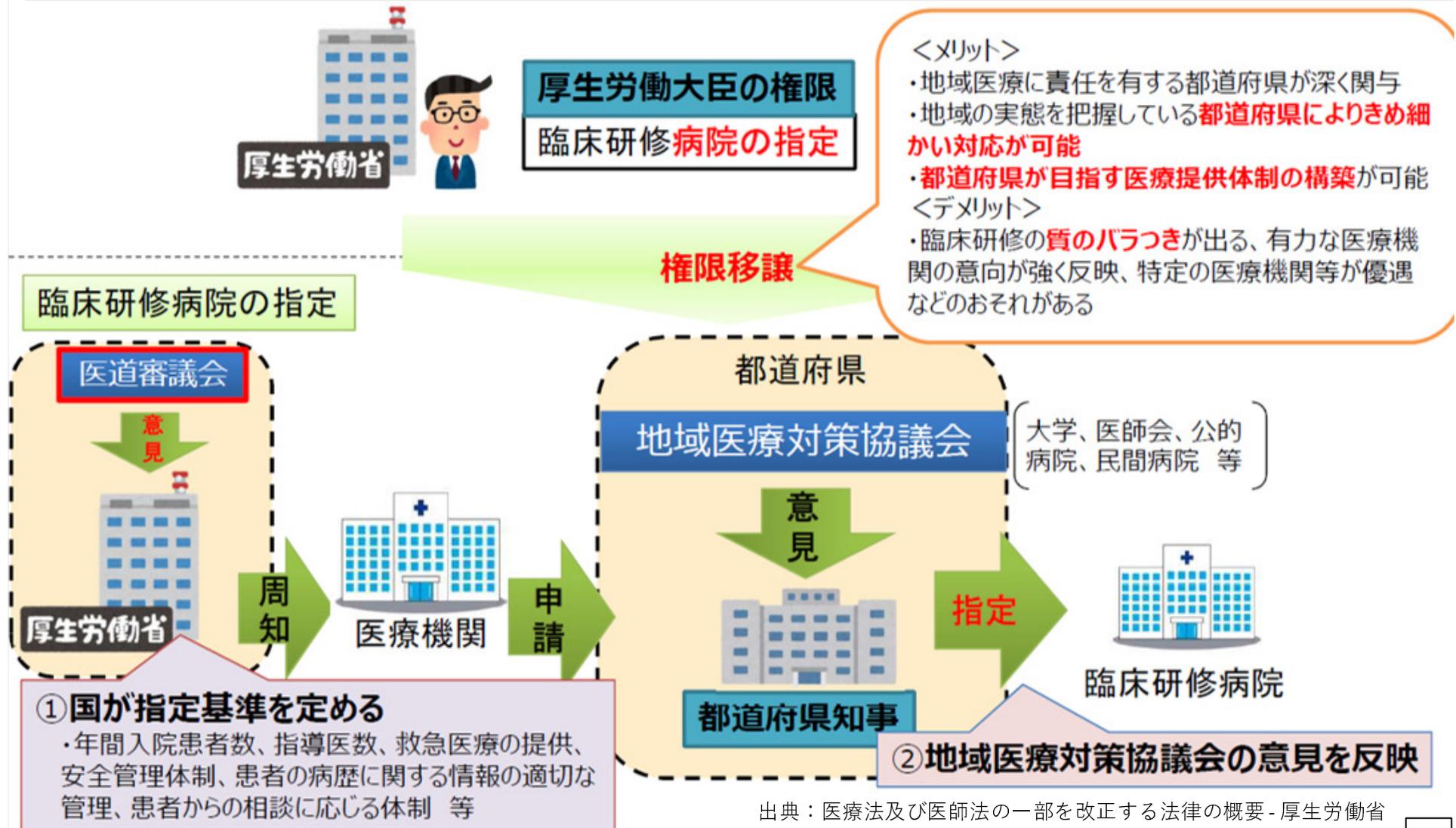


臨床研修病院について



臨床研修にかかる都道府県知事の権限について（臨床研修病院の指定）

- 都道府県が格差是正を進めていくために、国が一定の基準等を示した上で、地域医療対策協議会の意見を聴き、**臨床研修病院の指定を都道府県が行う仕組みを構築**すべき。



出典：医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要 - 厚生労働省

協力型臨床研修病院の指定の基準

1 移転計画

- ・今後の移転計画があるか。ある場合は計画書を提出させる。

2 医師数に関して

- ・医療法による医師の標準員数を満たしているか。

3 研修に必要な設備に関して

研修医の宿舎、研修医室、図書又は雑誌、医学教育用ビデオ、文献データベースや教育用コンテンツが利用できる環境、医学教育用シミュレーター(共同使用可)が設置されているか。

4 医療安全管理体制に関して

- ・安全管理者が配置されているか。※専従でなくとも可
- ・安全管理部門が設置されているか。
- ・患者からの相談に適切に応じる体制を確保しているか。
- ・患者相談窓口に係る規約、医療に係る安全管理のための指針を定めているか。
- ・医療に係る安全管理委員会が月1回程度、開催されているか。
- ・医療に係る安全管理のための職員研修が年2回以上開催されているか。
- ・医療機関内における事故報告等、整備されているか。

5 病歴管理に関して

- ・病歴管理責任者の配置されているか。

6 救急部門に関して(救急部門の研修を行う病院のみ)

- ・救急部門があるか。
- ・救急告示病院の認定または地域医療計画における救急医療機関であるか。
- ・初期救急に対応できるか。
- ・救急取扱い件数が年間5,000件以上であるか。
- ・救急専用診療(処置)室があるか。
- ・救急指導者が配置されているか。

7 産婦人科に関して(産婦人科の研修を行う病院のみ)

- ・分娩件数が基準を満たしているか。
(350件以上又は 研修医1人当たり10件の症例)

8 精神科に関して(精神科の研修を行う病院のみ)

- ・精神保健福祉士等の診療要員が配置されているか。

協力型臨床研修病院指定までのスケジュール

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
協力型病院の指定の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ●申請(基幹型経由) 10月末まで ●書類審査 ●9月:地域医療対策協議会 ●臨床研修協議会に情報共有 ●12月頃:地域医療対策協議会 ●2月頃:地域医療対策協議会 ●3月:協力型に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月:プログラム変更届提出(基幹型経由) ●6月:基幹型臨床研修病院と一体的に研修医の募集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月:研修開始 	